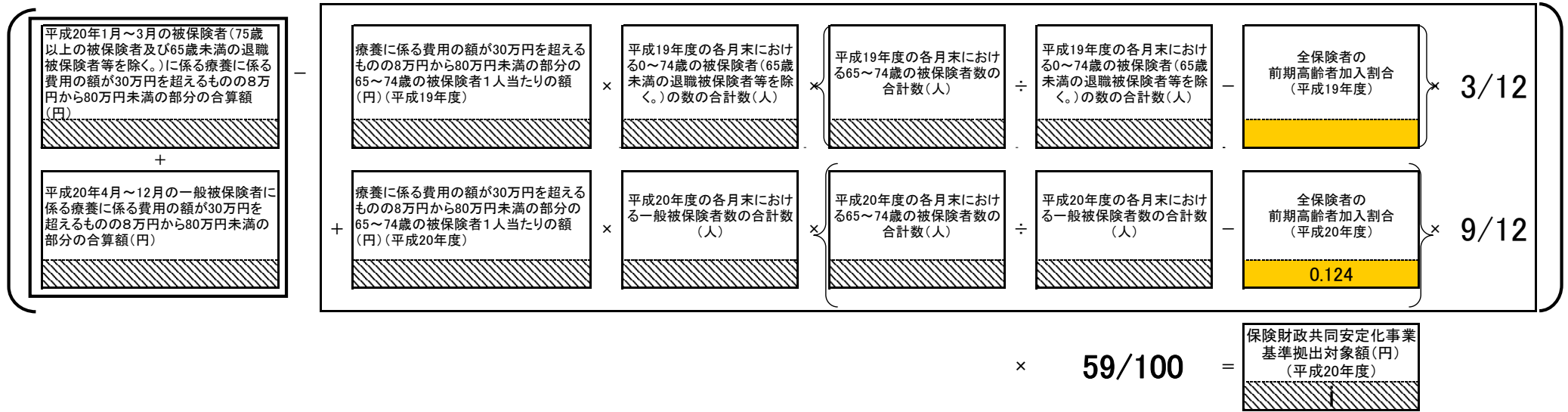


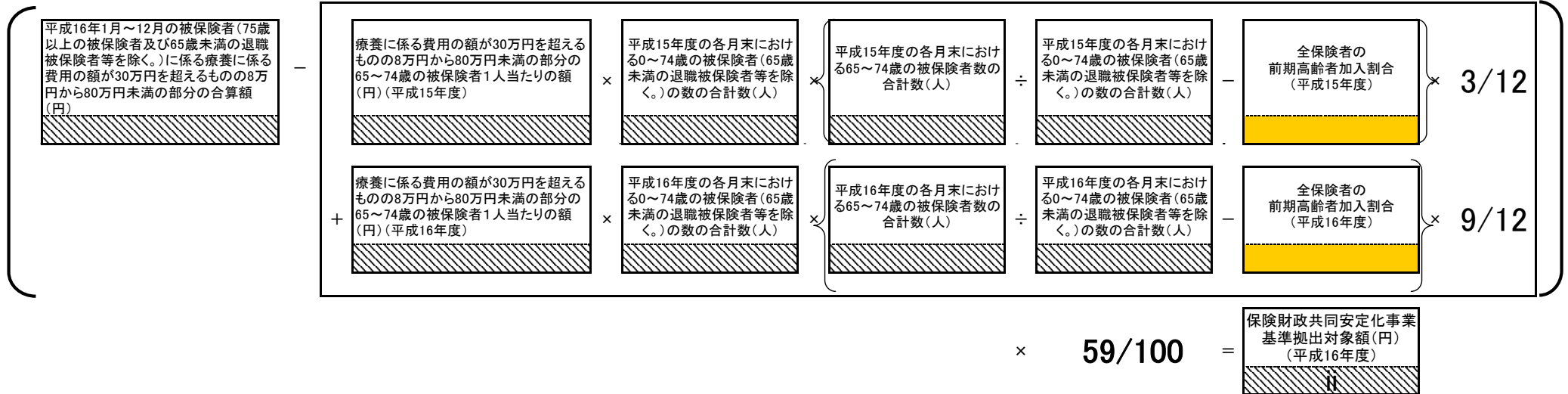
(参考) 保険財政共同安定化事業基準拠出対象額

※ 保険財政共同安定化事業、高額医療費共同事業拠出金の額については、各都道府県連合会において、所要の係数等を含め、改めてお示しする予定。

i 平成20年度 保険財政共同安定化事業基準拠出対象額

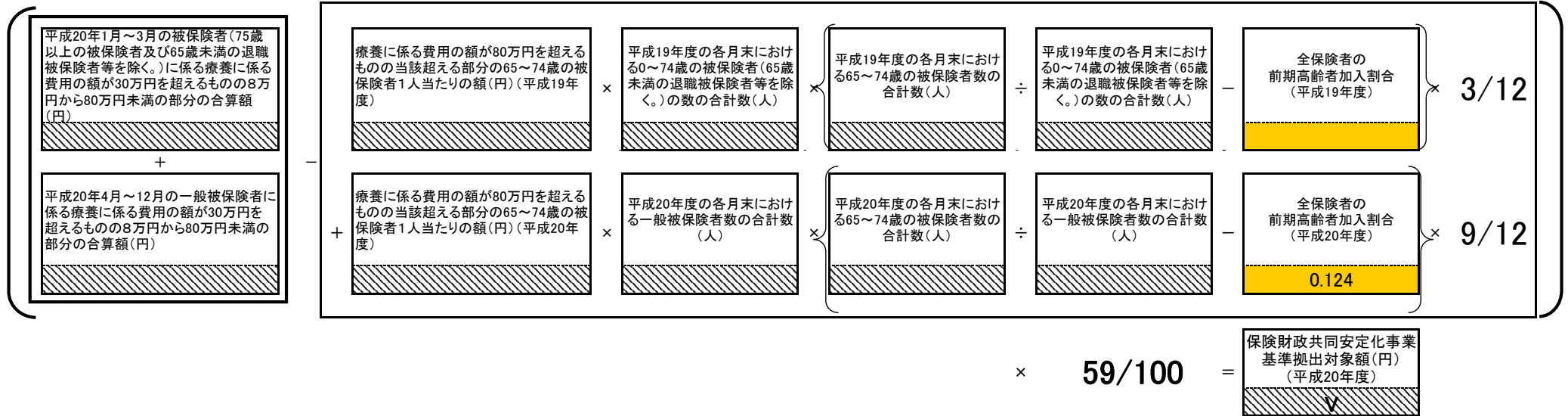


ii 平成16年度 保険財政共同安定化事業基準拠出対象額

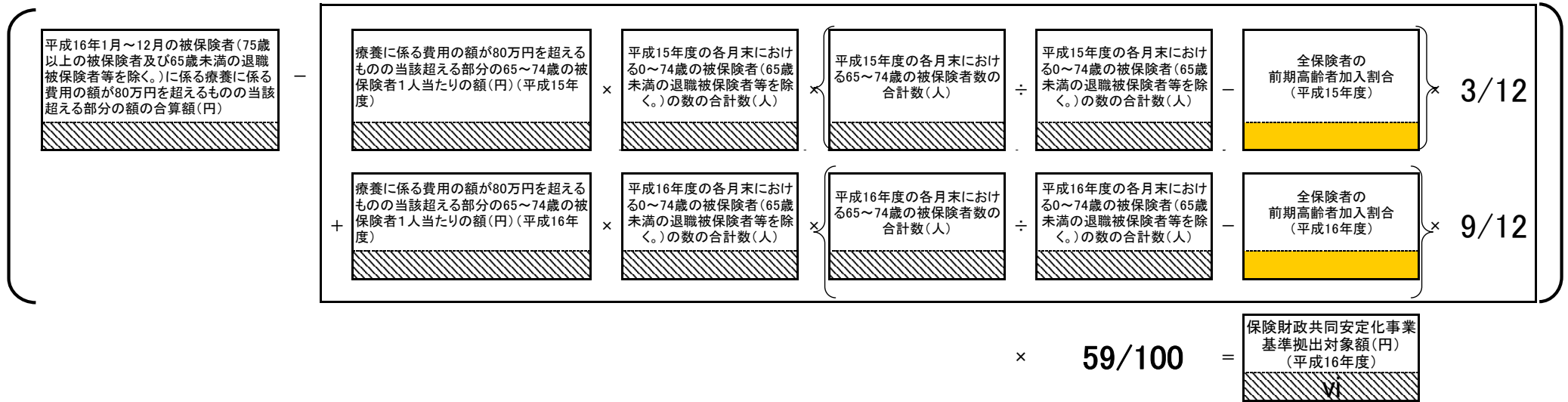


(参考) 高額医療費共同事業基準拠出対象額

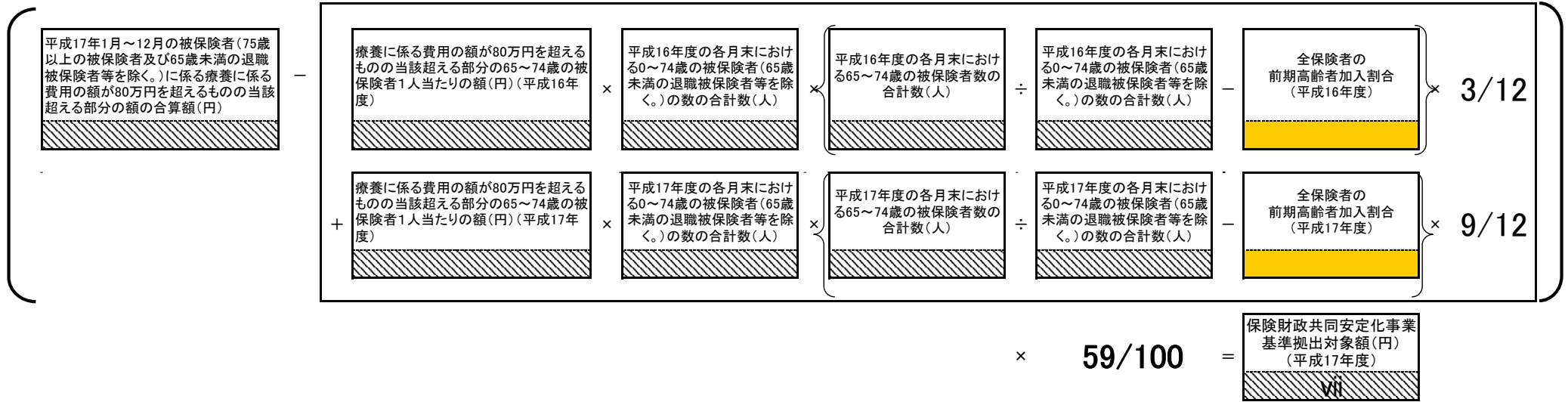
v 平成20年度 保険財政共同安定化事業基準拠出対象額



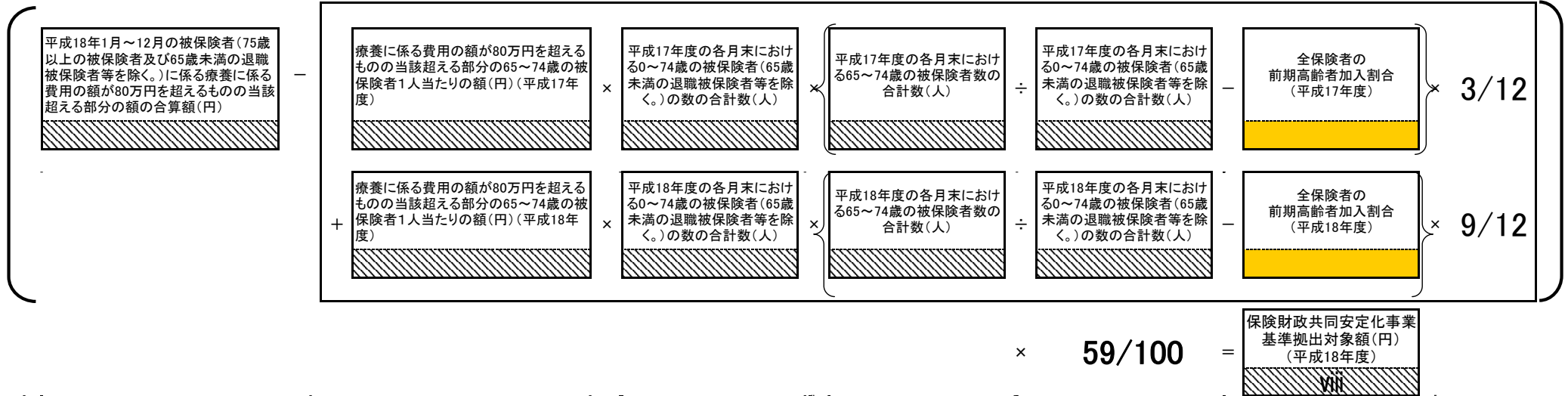
vi 平成16年度 保険財政共同安定化事業基準拠出対象額



vii 平成17年度 保険財政共同安定化事業基準拠出対象額



viii 平成18年度 保険財政共同安定化事業基準拠出対象額



※ シート4は、平成19年4月に厚生労働省と相談の上、全国国民健康保険組合協会が示したもの(若干修正が加えてある)を参考までに提供するものです。

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定・計算式の概要(歳入分)

1. 前期高齢者交付金

$$\begin{aligned}
 & \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{前期高齢者1人あたり医療給付費(円)(注2)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者1人あたり後期高齢者支援金(円)} \\ \hline \text{40,100} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者1人あたり病床転換支援金(円)} \\ \hline \text{160} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{0~74歳の被保険者数(人)} \\ \hline \end{array} \\
 & \times \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{65~74歳の被保険者数(人)} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{0~74歳の被保険者数(人)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{全保険者の前期高齢者加入者率} \\ \hline \text{0.124} \\ \hline \end{array} \right] \times 11/12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{前期高齢者交付金(円)} \\ \hline \text{①} \\ \hline \end{array}
 \end{aligned}$$

前期高齢者加入率(注3) 当該保険者と全保険者の前期高齢者加入率の差(注1)

注1: 前期高齢者交付金は、当該保険者の前期高齢者加入率が全保険者の前期高齢者加入率より低い場合は、納付金となる。この場合、「当該保険者と全保険者の前期高齢者加入率の差」の計算式は次のとおり。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{全保険者の前期高齢者加入率} \\ \hline \text{0.124} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{65~74歳の被保険者数(人)} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{0~74歳の被保険者数(人)} \\ \hline \end{array}$$

注2: 当該保険者の前期高齢者一人あたり医療給付費は、全保険者の前期高齢者一人あたり医療給付費に政令で定める率を乗じた額を超える場合には、当該額(以下の計算式)とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{前期高齢者1人あたり医療給付費(円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{全保険者の前期高齢者1人あたり医療給付費(円)} \\ \hline \text{357,000} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{政令で定める率} \\ \hline \text{1.40(老健制度(H18)での値)} \\ \hline \end{array}$$

注3: この他に、持ち出し率(後期支援金と前期納付金が法定給付費等に占める割合)が著しく高い場合の調整が行われる。

(凡例)

は、全制度を通じて算出される値である。確定値ではなく、平成20年度予算概算要求時の数値で計算し直し、改めてお示しする予定(9月中旬頃)。

は、各保険者ごとに算出される値。

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定・計算式の概要(歳入分)

1. 退職被保険者等に係る老人医療費拠出金及び前期高齢者交付金相当額

退職被保険者等に係るH20年3月分老人医療費拠出金相当額(円)	+	退職被保険者等に係る老人医療費拠出精算金相当額(円)	+	退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額(円)	=	退職被保険者等に係る老人医療費拠出金及び前期高齢者交付金相当額(円)
A		B		C		①

(1) 老人医療費拠出金分

① H20年3月分老人医療費拠出金分

H20年3月分老人医療費拠出金(円)	×	H19年度退職被保険者等0~74歳の被保険者数(人)	÷	H19年度総被保険者数(人)	=	退職被保険者等に係るH20年3月分老人医療費拠出金相当額(円)
A						A

② H18年度老人医療費拠出金精算分

H18年度についての確定医療費拠出額(円)	-	H18年度についての概算医療費拠出金額(円)	+	H18年度についての確定医療費拠出額(円)	-	H18年度についての概算医療費拠出金額(円)	×	調整金額の算定率
								0.019766(注1)
調整金額								

注1: H19年度保険者の拠出金の額の算定に関する諸係数、調整金額の算定率を代用

H18年度退職被保険者等0~74歳の被保険者数(人)	×	H18年度総被保険者数(人)	÷	退職被保険者等に係る老人医療費拠出精算金相当額(円)
				B

(2) 前期高齢者交付金分

前期高齢者1人あたり医療給付費(円)	+	被保険者1人あたり後期高齢者支援金(円)	+	被保険者1人あたり病床転換支援金(円)	×	当該保険者の0~74歳の加入者数(人)	×	全保険者の前期高齢者加入者率	×	11/12
		40,100		160				0.124		

前期高齢者調整対象基準額	×	当該保険者の退職被保険者等0~64歳の被保険者数(人)	÷	0~74歳の被保険者数(人)	=	退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額(円)
						C

2. 特定健診に係る国及び都道府県負担金

H20年度補助単価(円)	×	健診対象者見込数(人)	×	受診予定率	×	給付率	×	国・都道府県負担割合	=	特定健診に係る国及び都道府県負担金(円)
(40~64歳分) (65~74歳分)						(非課税世帯に属する者) 0.9 (課税世帯に属する者) 0.7		2/3		②

(凡例) は、全制度を通じて算出される値である。確定値ではなく、平成20年度予算概算要求時の数値で計算し直し、改めてお示しする予定(9月中旬頃)。

 は、各保険者ごとに算出される値。

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定・計算式の概要(歳入分)

1. 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業交付金等

※ 保険財政共同安定化事業、高額医療費共同事業交付金の額については、各都道府県連合会において、所要の係数等を含め、改めてお示しする予定。

※ 国民健康保険の高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業について、65歳未満の被保険者の療養の給付等に要する費用の額及び前期高齢被保険者の療養の給付等に要する費用の額に前期高齢者の財政調整制度を考慮する。

保険財政共同安定化事業交付金 (円)	+	高額医療費共同安定化事業交付金(円)	+	国・県の高額医療費共同事業負担金 (円)	=	保険財政安定化事業・高額共同事業交付金等 (円)
A		B		C		①

(1) 保険財政共同安定化事業交付金

平成20年1月～3月の被保険者(75歳以上の被保険者及び65歳未満の退職被保険者等を除く。)に係る療養に係る費用の額が30万円を超えるものの8万円から80万円未満の部分の合算額(円)	+	平成20年4月～12月の一般被保険者に係る療養に係る費用の額が30万円を超えるものの8万円から80万円未満の部分の合算額(円)	-	療養に係る費用の額が30万円を超えるものの8万円から80万円未満の部分の65～74歳の被保険者1人当たりの額(円)(平成19年度)	×	平成19年度の各月末における0～74歳の被保険者(65歳未満の退職被保険者等を除く。)の数の合計数(人)	×	平成19年度の各月末における65～74歳の被保険者数の合計数(人)	÷	平成19年度の各月末における0～74歳の被保険者(65歳未満の退職被保険者等を除く。)の数の合計数(人)	-	全保険者の前期高齢者加入割合(平成19年度)	}	3/12
+			+	療養に係る費用の額が30万円を超えるものの8万円から80万円未満の部分の65～74歳の被保険者1人当たりの額(円)(平成20年度)	×	平成20年度の各月末における一般被保険者数の合計数(人)	×	平成20年度の各月末における65～74歳の被保険者数の合計数(人)	÷	平成20年度の各月末における一般被保険者数の合計数(人)	-	全保険者の前期高齢者加入割合(平成20年度)	}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12
													}	9/12
													}	0.124
													}	3/12

※ シート7は、平成19年4月に厚生労働省と相談の上、全国国民健康保険組合協会が示したもの(若干修正が加えてある)を参考までに提供するものです。

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の算定・計算式の概要(歳出分)

1. 後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額

後期高齢者支援金(円)		病床転換支援金(円)		後期高齢者支援金に係る事務費拠出金等(円)		後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額(円)
A	+	B	+	C	=	①

(1) 後期高齢者支援金

被保険者1人あたり 後期高齢者支援金(円)		0~74歳の被保険者数(人)		後期高齢者支援金調整率(注1)		11/12		後期高齢者支援金(円)
40,100	×		×		×		=	A

注1: 後期高齢者支援金調整率は、特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標の達成状況等を勘案し、90/100~110/100の範囲内で政令で定めるところにより算定される率。

(2) 病床転換支援金

被保険者1人あたり 病床転換支援金(円)		0~74歳の被保険者数(人)		11/12		病床転換支援金(円)
160	×		×		=	B

(3) 後期高齢者支援金に係る事務費拠出金等

後期高齢者に係る 事務費拠出金単価(円)		0~74歳の被保険者数(人)		11/12		後期高齢者支援金に係る事務費拠出金(円)
13.7(注2)	×		×		=	C

注2: H19年度保険者の拠出金の額の算定に関する諸係数、支払基金事務費単価を代用

(凡例) は、全制度を通じて算出される値である。確定値ではなく、平成20年度予算概算要求時の数値で計算し直し、改めてお示しする予定(9月中旬頃)。

 は、各保険者ごとに算出される値。

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の算定・計算式の概要(歳出分)

1. 退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等相当額

退職被保険者等に係る 後期高齢者支援金相当額(円) A	+	退職被保険者等に係る 病床転換支援金相当額(円) B	=	退職被保険者等に係る 後期高齢者支援金等相当額 (円) ①
--	---	---	---	---

(1) 後期高齢者支援金分

被保険者1人あたり 後期高齢者支援金(円) 40,100	×	退職被保険者等被保険者数 (人)	×	後期高齢者支援金調整率	×	11/12	=	退職被保険者等に係る 後期高齢者支援金相当額(円) A
---	---	---------------------	---	-------------	---	--------------	---	--

(2) 病床転換支援金分

被保険者1人あたり 病床転換支援金(円) 160	×	退職被保険者等被保険者数 (人)	×	11/12	=	退職被保険者等に係る 病床転換支援金相当額(円) B
---------------------------------------	---	---------------------	---	--------------	---	---

(凡 例)

 は、全制度を通じて算出される値である。確定値ではなく、平成20年度予算概算要求時の数値で計算し直し、改めてお示しする予定(9月中旬頃)。

 は、各保険者ごとに算出される値。

後期高齢者医療制度の創設に伴う国保保険料における配慮について(案)

後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度に移行すること（以下「国保からの移行」という。）があっても、同じ世帯に属する国保被保険者の保険料が従前と同程度となるよう、次のような措置を講じます。（制度創設後に75歳に到達する場合については、継続的な措置となる。）

① 低所得者に対する軽減についての配慮

軽減を受けている世帯について、国保からの移行により世帯の国保被保険者が減少しても、一定期間、従前と同様の軽減措置を受けることができるよう、所要の措置を講じます。

② 世帯割で賦課される保険料の軽減について

国保からの移行により単身世帯となる者について、一定期間、世帯割で賦課される保険料を軽減する措置を講じます。

① 低所得に対する軽減についての配慮

（例）夫婦2人世帯（夫（世帯主）：75歳以上、妻：75歳未満）

2割軽減： $[(35万円 \times \text{世帯に属する被保険者数}) + 33万円]$ 以下

【現行制度】

夫、妻ともに国保

$35万円 \times 2名 + 33万円$

【20年4月以降】

夫が後期、妻が国保

$35万円 \times 1名 + 33万円$

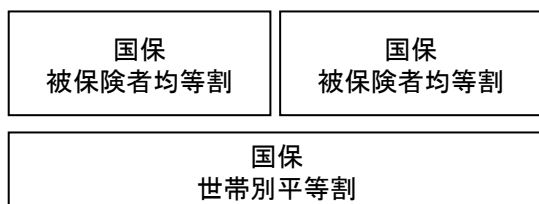


2名とする措置を講じます

② 世帯割で賦課される保険料の軽減について

（概念図）

【現行制度】夫、妻ともに国保



【20年4月以降】夫が後期、妻が国保



軽減する措置を講じます

※ 被保険者均等割……被保険者1人当たりで賦課される保険料
世帯別平等割……世帯割で賦課される保険料

① 低所得者に対する軽減についての配慮(案)

軽減を受けている世帯について、後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度に移行することにより世帯の国保被保険者が減少しても、4年間、従前と同様の軽減措置を受けることができるよう、所要の措置を講じます。(制度創設後に75歳に到達する場合については、継続的な措置となる。)

1. 内容

国保保険料の軽減判定の際に、国保から移行した後期高齢者(以下「旧国保被保険者」という。)の所得及び人数も含めて軽減所得の判定を行い、国保からの移行により世帯の国保被保険者が減少しても、4年間、従前と同様の軽減措置を受けることができることとする。具体的には、軽減判定の基準を以下のように改めることとする。

- ・5割軽減： $(旧) 33万円 + (24.5万円 \times \text{世帯主以外の被保険者数})$
 $(新) 33万円 + (24.5万円 \times \text{世帯主以外の被保険者数と世帯主以外の旧国保被保険者数の合算数})$
- ・2割軽減： $(旧) 33万円 + (35万円 \times \text{世帯に属する被保険者数})$
 $(新) 33万円 + (35万円 \times \text{世帯に属する被保険者数と世帯に属する旧国保被保険者数の合算数})$

2. 判定の手続き

賦課期日現在において当該世帯に属する世帯主、被保険者及び旧国保被保険者に係る前年度の総所得金額等及び人数により行うものであること。したがって、年度途中における世帯内の被保険者及び旧国保被保険者の増減を考慮しないものであること。

賦課期日後において世帯主が変更された場合においては、当該日における当該世帯に属する世帯主、被保険者及び旧国保被保険者に係る前年度の総所得金額等及び人数により行うものであること。

(参考)

○ 旧国保被保険者

旧国保被保険者とは、後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第52条の規定により後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日の属する月以後4年が経過する月までの間であるものに限る。)のうち、次の(ア)及び(イ)に該当する者をいう。

(ア) 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する者

(イ) 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主(以後継続して世帯主である者に限る。)と当該日以後継続して同一の世帯に属する者(当該日に国民健康保険の世帯主であった場合にあっては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である者)

② 世帯割で賦課される保険料の軽減について(案)

後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度に移行することにより単身世帯となる者について、4年間、世帯割で賦課される保険料を半額にします。（制度創設後に75歳に到達する場合については、継続的な措置となる。）

1. 内容

基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る世帯割で賦課される保険料（世帯別平等割額）を旧国保被保険者と同一の世帯に属する国保単身世帯について半額とする。

2. 判定の手続き

賦課期日現在及びに賦課期日後において国保世帯の構成に変更があった際に「旧国保被保険者と同一の世帯に属する国保単身世帯であるか」の判定を行うこととする。したがって年度途中における世帯内の旧国保被保険者の増減は考慮しないものであること。

（参考1）

○ 世帯別平等割額の算定方法

①又は②に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める額であることとする。

① ②に掲げる世帯以外の世帯 世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から旧国保被保険者と同一の世帯に属する被保険者の属する国保単身世帯（以下「世帯別平等割額半額世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

② 世帯別平等割額半額世帯 ①に定める額に二分の一を乗じて得た額

（参考2）（再掲）

○ 旧国保被保険者

旧国保被保険者とは、後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第52条の規定により後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日の属する月以後4年が経過する月までの間であるものに限る。）のうち、次の（ア）及び（イ）に該当する者をいう。

（ア）後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する者

（イ）後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主（以後継続して世帯主である者に限る。）と当該日以後継続して同一の世帯に属する者（当該日に国民健康保険の世帯主であった場合にあっては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である者）

③(条例減免) 被扶養者であった者の保険料軽減について(案)

後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった者(以下「旧被扶養者」という。)について、被用者保険の被扶養者であった期間に保険料を賦課されていなかったのに対して、国保被保険者となったことで保険料負担をすることになるため、当該被扶養者であった者について、2年間、後期高齢者医療制度と類似の緩和措置を講ずるもの。(制度創設後に75歳に到達する場合には、継続的な措置となる。)

1. 内容

市町村の条例減免において、旧被扶養者について以下のような措置を講ずることとする。

《応能保険料》

- (ア) 旧被扶養者に係る応能保険料(所得割、資産割)について所得、資産にかかわらず賦課しない。
(なお、世帯の軽減判定の際には、旧被扶養者に係る所得についても判定の対象とする。)

《応益保険料》7割(6割)軽減、5割(4割)軽減に該当する場合を除き、

- (イ) 旧被扶養者に係る被保険者均等割を半額とする。
(ウ) 旧被扶養者のみで構成される世帯については、世帯別平等割を半額とする。

2. 対象被保険者数(推計)

約7万人

(参考)

○ 旧被扶養者

旧被扶養者とは、国民健康保険の被保険者(国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の属する月の翌月以後2年間を経過する月までの間であるものに限る。)のうち、次の①、②及び③に該当する者をいう。

- ① 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日に65歳以上である者
- ② 国保の被保険者資格を取得した日の前日に被用者保険の被扶養者であった者
- ③ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の前日に扶養関係にあった被用者保険の被保険者本人が、その翌日に後期高齢者医療被保険者となった場合

平成20年4月までの制度改正スケジュール(案)(国保保険料関係)

平成19年

7月末

政省令案、告示案 パブリック・コメント開始（～8月下旬 終了）
政省令の原案を市町村に事務連絡

9月初め

政省令公布（保険料算定基準、限度額(料・税)、緩和措置(料のみ)等）、条例参考例送付
※国保税の緩和措置については、12月中旬の与党税制改正大綱を経て、年度末に地方税法改正として公布される予定

11月中旬～
12月中旬

各市町村の12月議会において、平成20年度の保険料に係る条例を制定

12/10まで

年金保険者から経由機関を通じて市町村に対し、特別徴収対象者情報を通知

12月中旬～

市町村において、特別徴収対象者情報と被保険者台帳を突合し、該当する被保険者について、介護との保険料(税)合算額が年金受給額の1/2を超えるか否かを判定し、特別徴収対象被保険者を特定

※緩和措置の対象となる者については、特別徴収対象から除外することを検討中

平成20年

～1月中旬

市町村において、1/2判定後の特別徴収対象被保険者に係るデータ作成

1/18まで

市町村から経由機関に対して特別徴収依頼情報を通知(平成20年4月分の年金からの仮徴収に向けたもの)

1/31まで

経由機関から年金保険者に対して特別徴収依頼情報を通知(平成20年4月分の年金からの仮徴収に向けたもの)

4月1日～

施行

国民健康保険料の緩和措置に関する賦課方法について(案)

国民健康保険料の緩和措置「低所得者に対する軽減についての配慮」については、制度改正に伴う影響を未然に緩和するため、申請を待つことなく、当初賦課において軽減の職権適用をすることが保険料算定基準の基本的な考え方である。

ただし、システム改修等の観点から、どうしても当初賦課において軽減の職権適用が困難な市町村においては、次のような方法も考えられる。

○ 低所得者に対する軽減についての配慮

- ① 2割軽減の判定において75歳以上の擬制世帯主を人数に含めた上で、軽減を職権適用する。

(旧) 33万円＋(35万円×世帯に属する被保険者数)

(新) 33万円＋(35万円×世帯に属する被保険者数と75歳以上の世帯主の合算数)

- ② 子が世帯主の場合など、法令に定める保険料算定基準による軽減対象世帯であるにもかかわらず、①では軽減の対象とならない世帯については、条例に基づき申請による軽減を行う。

この場合においては、軽減の適用に漏れがないよう、十分な周知を図り、申請勧奨を行う必要がある。

○ 世帯割で賦課される保険料の軽減について

法令上は厳密に世帯別平等割額の算定基準について定義するものの、システム改修等の観点から、法令に定める世帯別平等割額の算定基準を採用することが困難な市町村においては、半額となる世帯別平等割額の合算額の見込みを基礎賦課総額及び後期高齢者支援金等賦課総額に含めることで、世帯別平等割額を算出することができる。

国保保険料(税)の特別徴収の導入を任意とする保険者について

国保保険料(税)の年金からの特別徴収については、平成20年4月若しくは10月に支給される年金から開始することとしているが、被保険者数が少ないことや、すでに100%に近い収納率を達成しているなど、法令上、「特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村」については、現状の普通徴収による体制を維持、一定期間猶予することを可能とし、その判断基準を示したところ。(詳細については、平成19年6月14日付け国民健康保険課事務連絡「特別徴収を任意とする保険者及び被保険者について」参照)

【特別徴収に関する法令の規定】

○保険料

「特別徴収…の方法による場合を除くほか、普通徴収…の方法によらなければならない。」

(平成20年4月施行国民健康保険法第76条の3第1項)

「ただし、当該通知に係る第一号被保険者(「被保険者である世帯主」に読替予定)が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。」

(平成20年4月施行国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第135条第1項ただし書き)

○保険税

「特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、特別徴収対象被保険者が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、この限りではない。」

(平成20年4月施行地方税法第706条第2項)

○「特別徴収を行うことが適当でない

①被保険者数が少ない

・平成19年4月1日現在の国保全被保険者数が、おおむね1000人未満(最大でも1,100人以下)

②収納率が高い

・平成16～18年度の平均収納率が98%以上

③口座振替及び納付組織の実施率が高い

・口座振替率と納付組織率の合計が85%以上(平成19年3月31日現在)

④平成20年4月以降2年以内に国保システムの入れ替えに伴う大規模改修を行うことが決定しており、その改修前に

特別徴収を実施するためには仮システムの構築が必要な場合(二重コストがかかるため)

国保保険料(税)の特別徴収を任意とすることができる被保険者について

平成20年4月若しくは10月より導入する国保保険料(税)の年金からの特別徴収は、原則、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(擬制世帯主を除く。)をその対象とすることとしているが、法令上、「災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるもの」については、特別徴収の方法によらず、普通徴収の方法によることを可能とし、その判断基準を示したところ(詳細については、平成19年6月14日付け国民健康保険課事務連絡「特別徴収を任意とする保険者及び被保険者について」参照)

【特別徴収に関する法令の規定】

○保険料

「市町村は、…第一号被保険者(「被保険者である世帯主」に読替予定)(災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。…」に対して課する当該年度の保険料の全部(厚生労働省令で定める場合にあつては、その一部)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。」

(平成20年4月施行国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第135条第1項)

○保険税

「市町村は、当該年度の初日において、当該市町村の国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付…の支払を受けている年齢六十五歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主(災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。…)である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収するものとする。…」

(平成20年4月施行地方税法第706条第2項)

○「災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるもの」の判断基準

○制度導入時及び特別徴収対象者判定時

- ①滞納がなく、口座振替による納付を継続している者で、今後も確実な収納が見込めると判断した場合
- ②75歳到達まで2年未満である場合であって、普通徴収の方法でも確実な収納が見込まれる場合

○75歳到達年度

75歳到達年度の徴収について、全額普通徴収の方法によるほうが、徴収事務等を円滑に遂行できると判断した場合

○保険料(税)の増額

年度途中で保険料(税)が増額した場合であって、増額分も含めた当該年度分の保険料(税)全額を普通徴収にすることが適当と市町村が判断した場合

○過年度分滞納がある場合

過年度分保険料(税)に滞納がある者で、現年度分(特別徴収)＋過年度分(普通徴収)という納付が難しいため、特別徴収によることが適当ではないと市町村が判断した場合

○その他の特別な事情に該当する場合で、特別徴収によることが適当ではないと市町村が判断した場合

※平成20年4月からの保険料(税)の緩和措置の対象となる者については、平成20年度に限り、特別徴収の対象から除外することを検討中。

3. 70歳以上「現役並み所得者」の判定に係る 経過措置について

後期高齢者医療制度の創設による現役並み所得者の判定の経過措置について(案)

- 現役並み所得者(3割負担)に該当するかどうかについて、現行の国民健康保険制度では、同一世帯に属する70歳以上の方の**被保険者**に係る所得及び収入により判定しています。
- 今回の改正により、75歳以上の方については、独立した医療制度を創設することに伴い、後期高齢者となる同一世帯に属する75歳以上の方が国保世帯からいなくなり、70歳～74歳の国保被保険者のみの所得及び収入により判定することとします。

これにより、一部の方については、新たに現役並み所得者と判定され、1割負担から3割負担となることから、激変緩和のため、平成20年8月から平成22年7月まで、自己負担限度額を一般並み(月額62,100円)に据え置きます。

<経過措置対象者の要件>

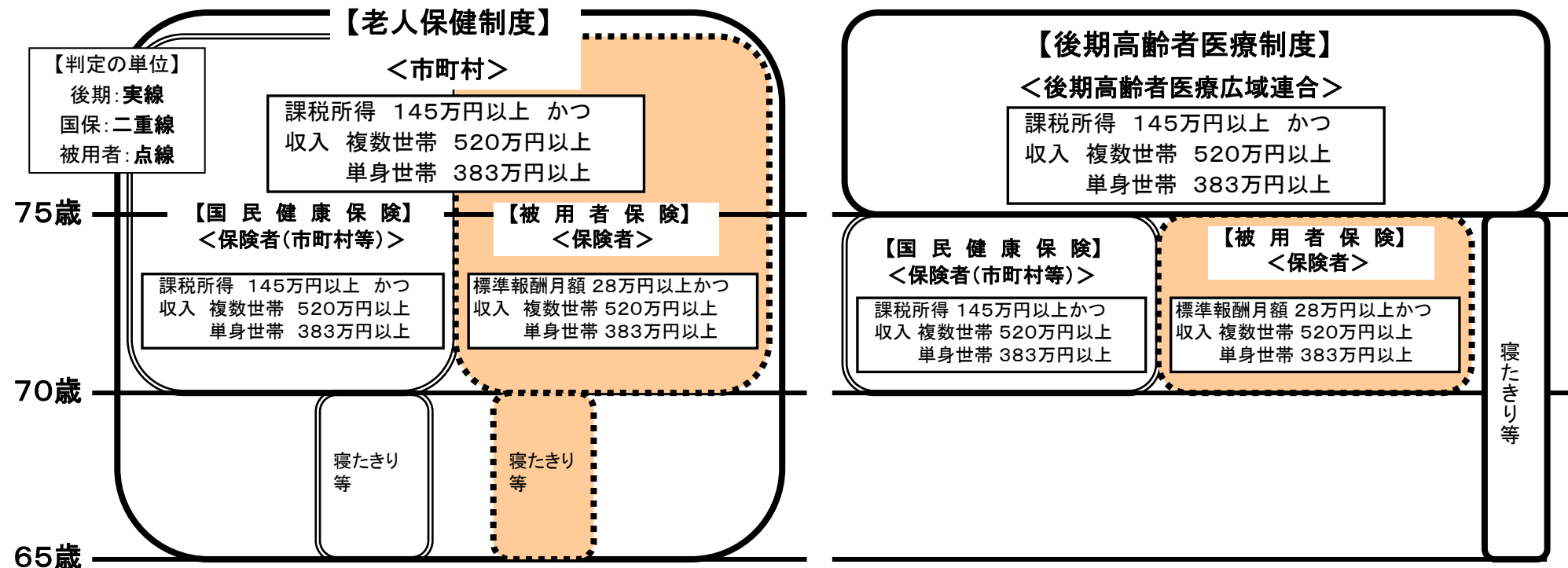
課税所得145万円以上、かつ、年収383万円以上の被保険者であって、同一世帯に属する後期高齢者(旧国保被保険者)も含めた年収が520万円未満
 ※平成20年7月までは、施行前までになされた判定(公的年金等控除の見直しによる経過措置を含む。)が引き継がれます。

◎現役並み所得者の判定基準の見直し

〔現 行〕



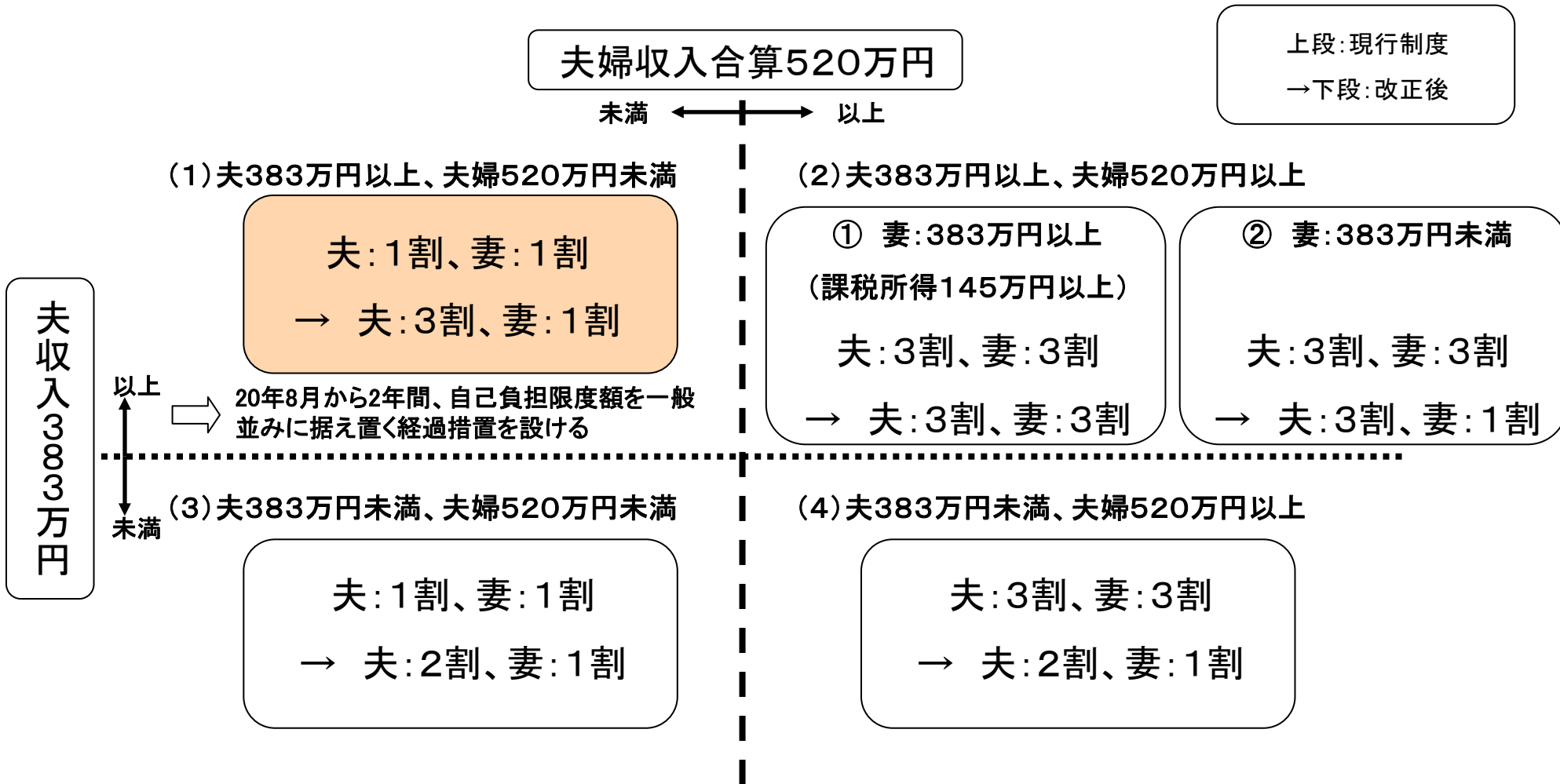
〔改正後〕



現役並み所得者の判定単位の変更による影響(案)

※ 夫70~74歳、妻75歳以上で、夫の収入が高い場合

1. 夫の課税所得が145万円以上の場合



2. 夫の課税所得が145万円未満の場合……………(3)

妻は1割負担のまま変更なく、夫は2割負担となる。

後期高齢者医療制度の創設による現役並み所得者の判定単位の変更に伴う経過措置(案)

後期高齢者医療制度の創設により、新たに現役並み所得者に移行する被保険者については、平成20年8月から平成22年7月まで、自己負担限度額を一般並みに据え置く。

<経過措置対象者>

課税所得145万円以上かつ年収383万円以上の被保険者であって、同一世帯に属する後期高齢者(旧国保被保険者)も含めた年収が520万円未満である者

※後期高齢者についても、同様の経過措置を設ける。

※平成20年7月までは、施行前になされた判定(平成18年8月からの公的年金等控除の見直しに伴う経過措置を含む。)を引き継ぐ。

	現 行		経過措置 (H20.8~H22.7)		経過措置終了後 (H22.8~)
定率負担	1割		3割		3割
自己負担限度額	44,400円		<u>62,100円</u>		80,100円+1%
外来限度額	12,000円		<u>24,600円</u>		44,400円

高額療養費の所得区分の判定単位についての経過措置

~20. 3
20. 4. 1
20. 4~20. 7
20. 8~22. 7

老人保健制度

70歳以上

70歳以上
(老健と同じ判定結果)

後期高齢者医療被保険者

【現役並み所得者の判定単位
の変更に伴う経過措置】

70歳以上

従前と同じ判定結果
のため判定の必要なし

国民健康保険

《70歳以上》
70歳以上の国保被保険者

(老健を仮定して判定)

《70歳以上》

70~74歳の国保被保険者+旧国保被保険者

国保被保険者

【現役並み所得者の判定単位
の変更に伴う経過措置】

《70歳未満》
国保被保険者

従前と同じ判定結果
のため判定の必要なし

《70歳未満》
国保被保険者のみ

70~74歳の国保被保険者
+旧国保被保険者

現役並み所得者の判定単位の変更に伴う経過措置（平成20年8月～平成22年7月）

1. 趣旨

平成20年4月の後期高齢者医療制度の創設により現役並み所得者の判定単位の変更が行われることに伴い、新たに現役並み所得者になる者の負担を軽減するため、経過措置を講ずる。

2. 経過措置（案）

平成20年8月～平成22年7月までの2年間、次の要件を満たす者の自己負担限度額を一般に据え置く。

- ① 所得145万円以上の70～74歳の単身の被保険者であって、収入383万円以上であること
- ② 世帯内にいる旧国保被保険者も含めた収入が520万円未満であること

- ・ 判定単位の変更に伴い、新たに現役並み所得者となる者のみが経過措置の対象者となる。
- ・ 本経過措置は、急激な負担増を緩和するため設けるものであるため、負担割合は新制度の基準により3割とするが、月の負担の上限である自己負担限度額について緩和する措置を設ける。

（平成18年8月から2年間実施している、公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者となった70歳以上の者に対する経過措置と同様。）

○ 旧国保被保険者（再掲）

旧国保被保険者とは、後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第52条の規定により後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日の属する月以後4年が経過する月までの間であるものに限る。）のうち、次の（ア）及び（イ）に該当する者をいう。

- （ア）後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する者
- （イ）後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主と当該日以後継続して同一の世帯に属する者（当該日に国民健康保険の世帯主であった場合にあっては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である者）

※ 後期高齢者医療制度の被保険者及び被用者保険の70歳以上の被保険者についても、類似の経過措置を設けることとする。

高額療養費の所得区分の判定単位について(平成20年4月～7月)

後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度に移行すること(以下「国保からの移行」という。)により、国保被保険者の所得区分が変更されるケースが想定されるが、後期高齢者医療制度の円滑な施行のため、平成20年4月から7月まで、後期高齢者医療制度と同様に、従前の所得区分を引き継ぐ経過措置を講ずる。

1. 内容

70歳以上の所得区分の判定について、

- ① 現役並み → (旧) 国保70歳以上の世帯員全員の課税所得・収入で判定
(新) 国保70歳以上の世帯員及び旧国保被保険者全員の課税所得・収入で判定
※ 次ページ参照
- ② 低所得Ⅰ → (旧) 世帯主及び世帯の被保険者全員が住民税課税対象所得がない場合
(新) 世帯主及び世帯の被保険者及び旧国保被保険者全員が住民税課税対象所得がない場合
- ③ 低所得Ⅱ → (旧) 世帯主及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税の場合
(新) 世帯主及び世帯の被保険者及び旧国保被保険者全員が市町村民税非課税の場合
- ④ 一般 → ①、②、③以外

とする経過措置を設けることとし、平成20年3月と同じ範囲の者の所得・収入で判定することとなるため、世帯主の変更や世帯分割等がない限り、平成20年4月から7月までの間は国保からの移行による国保被保険者の所得区分の変更を行わない。

※ 70歳以上の国保被保険者に係る所得区分「現役並み所得者」の判定については以下の通り判定する。

(第1段階：課税所得による判定)

(旧) 国保70歳以上の世帯員全員の課税所得で判定(職権)

(新) 国保70歳以上の世帯員及び旧国保被保険者全員の課税所得で判定(職権)

【A】 課税所得額145万円未満 → 2割(所得区分「一般」)

【B】 課税所得額145万円以上
213万円未満 → 基準収入額適用申請へ
(申請しなければ、3割・限度額「一般」)

【C】 課税所得額213万円以上 → 基準収入額適用申請へ
(申請しなければ、3割・限度額「現役」)

(第2段階：基準収入額適用申請)

(旧) 国保70歳以上の世帯員全員の収入で判定(申請)

(新) 国保70歳以上の世帯員及び旧国保被保険者全員の収入で判定(申請)

【B】 が申請した場合

《旧国保被保険者が世帯内にいない
国保70歳以上単身世帯》

- ・ 383万円未満 → 2割
- ・ 383万円以上
484万円未満 → 3割・限度額「一般」

《複数世帯
(旧国保被保険者と同居する
国保70歳以上単身世帯を含む。)》

- ・ 520万円未満 → 2割
- ・ 520万円以上
621万円未満 → 3割・限度額「一般」

【C】 が申請した場合

《旧国保被保険者が世帯内にいない
国保70歳以上単身世帯》

- ・ 383万円未満 → 2割
- ・ 383万円以上
484万円未満 → 3割・限度額「一般」

《複数世帯
(旧国保被保険者と同居する
国保70歳以上単身世帯を含む。)》

- ・ 520万円未満 → 2割
- ・ 520万円以上
621万円未満 → 3割・限度額「一般」

4. 国民年金の未納者に対する 国保短期被保険者証の活用について